

令和2年3月

筑波大学における令和2年度以降の入学料及び授業料の免除について

令和2年4月から「高等教育の修学支援新制度」が実施され、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の日本人学群生等（注1）を対象に、日本学生支援機構の給付奨学金に加え、入学料・授業料の減免による支援が行われます。

本学の入学料及び授業料の免除は、「高等教育の修学支援新制度に伴う入学料及び授業料の減免（以下、「新制度」という。）」と「筑波大学独自の入学料及び授業料の免除（以下、「従来制度」という。）」の二制度により実施します。

令和元年度以前に入学した日本人学群生等（在学生）に対しては、新制度による授業料の免除を実施するとともに、新制度と従来制度の授業料免除額を比較し、新制度による額が従来制度による額より小さい場合は、新制度と従来制度の差額について免除（補填）を実施します。

なお、令和2年度以降に入学する日本人学群生等（編入学生を含む）に対しては、新制度による入学料及び授業料の免除を実施します。授業料の免除については、新制度による支援を受けられない学生に対しては、従来制度を適用し、予算の範囲内で授業料の一部の免除を実施します。

また、新制度の対象外となっている大学院生及び留学生（注1に該当しない者）に対しては、従来制度で免除を実施します。

（注1）日本人学生等について

今回の高等教育の修学支援新制度に伴う対象者は、学群生で次の国籍・在留資格等のいずれかに該当する者になります。

- ・日本国籍を有する者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の定住者の在留資格を持って本邦に在留する者であって、同表の永住者又は永住者の配偶者等に準ずると学長が認めたもの

【関連サイト】

- ・高等教育の修学支援新制度（文部科学省ホームページ）
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>
- ・給付型奨学金制度（日本学生支援機構ホームページ）
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>
- ・進学資金シミュレーター（日本学生支援機構ホームページ）
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>
- ・筑波大学授業料免除
<http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/school exemption.html>